

香川県条例第15号

香川県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

香川県事務処理の特例に関する条例（平成11年香川県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																																													
<p>(市町が処理する事務の範囲等)</p> <p>第2条 略</p> <p>第3条 略</p> <p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事</th> <th style="text-align: center;">務</th> <th style="text-align: center;">市 町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">1～3 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(1)～(3) 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">(4) 政令第14条第2項の規定による報告</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">5～28 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>29</td> <td>香川県福祉のまちづくり条例（平成8年香川県条例第2号。以下この項及び30の項において「条例」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（建築物、公共交通機関の施設及び建築物以外の路外駐車場に係るものに限る。）</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(1) 条例第12条第1項の規定による届出の受理</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事	務	市 町	1～3 略			4	略	略	(1)～(3) 略			(4) 政令第14条第2項の規定による報告			5～28 略			29	香川県福祉のまちづくり条例（平成8年香川県条例第2号。以下この項及び30の項において「条例」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（建築物、公共交通機関の施設及び建築物以外の路外駐車場に係るものに限る。）	略	(1) 条例第12条第1項の規定による届出の受理			<p>(市町が処理する事務の範囲等)</p> <p>第2条 別表第1の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町が処理することとする。</p> <p>第3条 別表第2の左欄に掲げる書類の受付及び知事若しくは教育委員会への送付又は申請者等への送付に関する事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町が処理することとする。</p> <p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事</th> <th style="text-align: center;">務</th> <th style="text-align: center;">市 町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">1～3 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>消費生活用製品安全法（昭和48年法律第31号。以下この項において「法」という。）及び消費生活用製品安全法施行令（昭和49年政令第48号。以下この項において「政令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</td> <td>丸亀市 善通寺市</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(1)～(3) 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">(4) 政令第13条第2項の規定による報告</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">5～28 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>29</td> <td>香川県福祉のまちづくり条例（平成8年香川県条例第2号）及び同条例の施行のための規則に基づく事務のうち、建築物（建築物の部分を含む。）、公共交通機関の施設及び建築物以外の路外駐車場の新築等に係るもの</td> <td>高松市</td> </tr> </tbody> </table>	事	務	市 町	1～3 略			4	消費生活用製品安全法（昭和48年法律第31号。以下この項において「法」という。）及び消費生活用製品安全法施行令（昭和49年政令第48号。以下この項において「政令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの	丸亀市 善通寺市	(1)～(3) 略			(4) 政令第13条第2項の規定による報告			5～28 略			29	香川県福祉のまちづくり条例（平成8年香川県条例第2号）及び同条例の施行のための規則に基づく事務のうち、建築物（建築物の部分を含む。）、公共交通機関の施設及び建築物以外の路外駐車場の新築等に係るもの	高松市
事	務	市 町																																												
1～3 略																																														
4	略	略																																												
(1)～(3) 略																																														
(4) 政令第14条第2項の規定による報告																																														
5～28 略																																														
29	香川県福祉のまちづくり条例（平成8年香川県条例第2号。以下この項及び30の項において「条例」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（建築物、公共交通機関の施設及び建築物以外の路外駐車場に係るものに限る。）	略																																												
(1) 条例第12条第1項の規定による届出の受理																																														
事	務	市 町																																												
1～3 略																																														
4	消費生活用製品安全法（昭和48年法律第31号。以下この項において「法」という。）及び消費生活用製品安全法施行令（昭和49年政令第48号。以下この項において「政令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの	丸亀市 善通寺市																																												
(1)～(3) 略																																														
(4) 政令第13条第2項の規定による報告																																														
5～28 略																																														
29	香川県福祉のまちづくり条例（平成8年香川県条例第2号）及び同条例の施行のための規則に基づく事務のうち、建築物（建築物の部分を含む。）、公共交通機関の施設及び建築物以外の路外駐車場の新築等に係るもの	高松市																																												

<p>(2) <u>条例第12条第2項の規定による変更の届出の受理</u></p> <p>(3) <u>条例第13条の規定による指導等</u></p> <p>(4) <u>条例第14条の規定による届出の受理</u></p> <p>(5) <u>条例第17条第1項の規定による勧告</u></p> <p>(6) <u>条例第18条第1項の規定による公表（(5)の勧告に係るものに限る。）</u></p> <p>(7) <u>条例第18条第2項の規定による意見を述べる機会の付与（(6)の公表に係るものに限る。）</u></p> <p>(8) <u>条例第19条第1項の規定による適合状況等の聴取及び立入調査（特定施設整備主に係るものに限る。）</u></p> <p>(9) <u>条例第22条第2項の規定による通知の受理</u></p> <p>(10) <u>条例第22条第4項の規定による措置の要請（(9)の通知に係るものに限る。）</u></p>				
<p>30 <u>条例に基づく事務のうち、次に掲げるもの（建築物以外の路外駐車場に係るものに限る。）</u></p> <p>(1) <u>条例第11条第2項の規定による適合証の交付</u></p> <p>(2) <u>条例第12条第1項の規定による届出の受理</u></p> <p>(3) <u>条例第12条第2項の規定による変更の届出の受理</u></p> <p>(4) <u>条例第13条の規定による指導等</u></p> <p>(5) <u>条例第14条の規定による届出の受理</u></p> <p>(6) <u>条例第15条第1項の規定による報告の徴収</u></p> <p>(7) <u>条例第15条第2項の規定による書面の徴収</u></p> <p>(8) <u>条例第16条の規定による指導等</u></p> <p>(9) <u>条例第17条第1項及び第2項の規定による勧告</u></p> <p>(10) <u>条例第18条第1項の規定による公表</u></p> <p>(11) <u>条例第18条第2項の規定による意見を述べる機会の付与</u></p> <p>(12) <u>条例第19条第1項の規定による適合状況等の聴取及び立入調査</u></p>	略	<p>30 <u>香川県福祉のまちづくり条例及び同条例の施行のための規則に基づく事務のうち、建築物以外の路外駐車場の新築等に係るもの</u></p>	丸亀市 善 通寺市 観 音寺市 多 度津町	

<p>(13) <u>条例第22条第2項の規定による通知の受理</u> (14) <u>条例第22条第3項の規定による報告の徴収</u> (15) <u>条例第22条第4項の規定による措置の要請</u></p>			
<p>30の2 <u>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</u> (1) <u>法第12条第1項の規定による届出の受理</u> (2) <u>法第12条第2項の規定による変更の届出の受理</u> (3) <u>法第12条第3項の規定による命令</u> (4) <u>法第53条第2項の規定による報告の徴収及び立入検査等</u></p>	<p>丸亀市 善 通寺市 観 音寺市 多 度津町</p>		
<p>31 略</p>	<p>略</p>	<p>31 <u>戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</u> (1)～(4) 略</p>	<p>各市</p>
<p>32～37 略</p>		<p>32～37 略</p>	
<p>38 略 (1)～(16) 略 (17) <u>法第24条第2項の規定による許可の更新（(18)の許可に係るものに限る。）</u> (18) <u>法第34条第1項の規定による許可（法第35条第2項に規定する医薬品のみを販売又は授与する場合に限る。）</u> (19) <u>法第35条第3項ただし書の規定による許可（(18)の許可に係るものに限る。）</u> (20) <u>法第38条において準用する法第10条の規定による届出の受理（(18)の許可に係るものに限る。）</u> (21)～(23) 略 (24) <u>法第69条第2項の規定による報告の徴収及び</u></p>	<p>略</p>	<p>38 <u>薬事法（昭和35年法律第145号。以下この項において「法」という。）及び薬事法施行令（昭和36年政令第11号。以下この項において「政令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</u> (1)～(16) 略 (17)～(19) 略 (20) <u>法第69条第2項の規定による報告の徴収及び</u></p>	<p>高松市</p>

立入検査等（(1)、(18)、(21)及び(22)の許可等に係るものに限る。）

(25) 法第70条第1項の規定による措置命令（(1)、(5)、(7)、(18)、(21)及び(22)の許可等に係るものに限る。）

(26)・(27) 略

(28) 法第72条第4項の規定による構造設備の改善命令及び施設の使用禁止（(1)、(18)、(21)及び(22)の許可等に係るものに限る。）

(29) 法第72条の2第1項の規定による命令（(1)の許可に係るものに限る。）

(30) 法第72条の4の規定による措置命令（(1)、(5)、(7)、(18)、(21)及び(22)の許可等に係るものに限る。）

(31) 法第73条の規定による総括製造販売責任者等の変更命令（(1)、(5)、(7)、(18)、(21)及び(22)の許可等に係るものに限る。）

(32)～(34) 略

(35) 法第75条第1項の規定による許可の取消し（(1)、(5)、(7)、(18)及び(21)の許可に係るものに限る。）及び業務の停止命令（(1)、(5)、(7)、(18)、(21)及び(22)の許可等に係るものに限る。）

(36) 法第76条の規定による弁明及び有利な証拠の提出の機会の付与（(2)、(6)、(8)及び(17)の許可の更新に係るものに限る。）

(37)・(38) 略

(39) 政令第4条第1項の規定による許可証（(5)及び(6)の許可等に係るものに限る。(40)から(42)までにおいて同じ。）の交付

(40)～(43) 略

(44) 政令第11条第1項の規定による許可証（(7)及び(8)の許可等に係るものに限る。(45)から(47)までにおいて同じ。）の交付

(45)～(49) 略

立入検査等（(1)、(17)及び(18)の許可等に係るものに限る。）

(21) 法第70条第1項の規定による措置命令（(1)、(5)、(7)、(17)及び(18)の許可等に係るものに限る。）

(22)・(23) 略

(24) 法第72条第4項の規定による構造設備の改善命令及び施設の使用禁止（(1)、(17)及び(18)の許可等に係るものに限る。）

(25) 法第72条の2の規定による命令（(1)の許可に係るものに限る。）

(26) 法第72条の4の規定による措置命令（(1)、(5)、(7)、(17)及び(18)の許可等に係るものに限る。）

(27) 法第73条の規定による総括製造販売責任者等の変更命令（(1)、(5)、(7)、(17)及び(18)の許可等に係るものに限る。）

(28)～(30) 略

(31) 法第75条第1項の規定による許可の取消し（(1)、(5)、(7)及び(17)の許可に係るものに限る。）及び業務の停止命令（(1)、(5)、(7)、(17)及び(18)の許可等に係るものに限る。）

(32) 法第76条の規定による弁明及び有利な証拠の提出の機会の付与（(2)、(6)及び(8)の許可の更新に係るものに限る。）

(33)・(34) 略

(35) 政令第4条第1項の規定による許可証（(5)及び(6)の許可等に係るものに限る。(36)から(38)までにおいて同じ。）の交付

(36)～(39) 略

(40) 政令第11条第1項の規定による許可証（(7)及び(8)の許可等に係るものに限る。(41)から(43)までにおいて同じ。）の交付

(41)～(45) 略

(50) 政令第44条の規定による許可証（(1)、(2)、(18)及び(21)の許可等に係るものに限る。以下この項において同じ。）の交付 (51)～(53) 略 (54) 政令第48条の規定による許可台帳の調製（(1)、(18)及び(21)の許可に係るものに限る。）
39～55 略

(46) 政令第44条第1項の規定による許可証（(1)、(2)及び(17)の許可等に係るものに限る。以下この項において同じ。）の交付 (47)～(49) 略 (50) 政令第48条の規定による許可台帳の調製（(1)及び(17)の許可に係るものに限る。）
39～55 略

別表第2（第3条関係）

書 類	市 町
1 製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）、 <u>製菓衛生師法施行令（昭和41年政令第387号）及び同法の施行のための規則</u> の規定による申請等に係る書類で規則で定めるもの	略
2～19 略	
20 略	略
20の2 <u>生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその規定の例による場合を含む。）及び生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）の規定による申請等に係る書類で規則で定めるもの</u>	各市（高松市を除く。）
21 略	略
22～37 略	

別表第2（第3条関係）

書 類	市 町
1 製菓衛生師法（昭和41年法律第115号） <u>及び製菓衛生師法施行令（昭和41年政令第387号）</u> の規定による申請等に係る書類で規則で定めるもの	高松市
2～19 略	
20 栄養士法（昭和22年法律第245号）、 <u>栄養士法施行令（昭和28年政令第231号）及び栄養士法施行規則（昭和23年厚生省令第2号）</u> の規定による申請等に係る書類で規則で定めるもの	高松市
21 調理師法（昭和33年法律第147号）、 <u>調理師法施行令（昭和33年政令第303号）及び同法の施行のための規則</u> の規定による申請等に係る書類で規則で定めるもの	高松市
22～37 略	

附 則

（施行期日）

- この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 別表第2の20の項の次に20の2の項を加える改正規定 公布の日

(2) 別表第1の38の項の改正規定 平成21年6月1日

(経過措置)

2 平成21年6月1日前に薬事法の一部を改正する法律（平成18年法律第69号）附則第19条第1項の規定により行うことができる同法第1条の規定による改正後の薬事法（昭和35年法律第145号）第34条第1項の許可（改正後の香川県事務処理の特例に関する条例別表第1の38の項(18)の規定により高松市長が行うこととなる許可に限る。）の手續に係る事務は、高松市が処理することとする。